⑶　減損を認識しない理由

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したが、現時点では、造林木売買契約が締結されていないため、売買契約が成立するまでの間は、当該資産がその使用目的に従った機能を有しているため、減損を認識していません。

⑷　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

区分	種　類	場　所	帳簿価額	用　途
②	水源林	北海道空知郡南富良野町他６契約地	39,590,412	水源涵養等公益的機能の発揮
		茨城県久慈郡大子町	5,929,382	〃
		長野県上高井郡高山村	1,513,965	〃
		兵庫県神崎郡神河町	2,361,921	〃
		島根県仁多郡奥出雲町　他２契約地	8,649,357	〃
		宮崎県東臼杵郡椎葉村　他３契約地	23,981,462	〃
③	電話加入権	神奈川県川崎市	14,000	水源林勘定：電話加入権
④	電話加入権	〃	12,000	特定地域整備等勘定：電話加入権
⑤	建物	秋田県北秋田市	33,993,458	事務所棟
⑥	機械及び装置	〃	626,209,204	木質バイオエタノール製造実証プラント
⑦	建物	茨城県つくば市	233,968	キュービクル上家
	建物附属設備	〃	691,600	変圧装置

⑸　減損の認識に至った経緯

当該資産②については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結し、今年度造林木売買契約も締結されたため、当該資産を法人自らが使用しないという決定を行い、当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるので、減損を認識しています。

当該資産③④電話加入権のうち休止回線については、法人自らが使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

当該資産については、⑤事務所棟については平成24年10月１日以後、⑥木質バイオエタノール製造実証プラントについては平成24年10月１日以後、⑦キュービクル上家については平成25年３月21日以後それぞれ法人自らが使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

なお、これらの資産については、処分（除却）を行っております。

⑹　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の固定資産ごとの内訳

（単位：円）

区分	種　類	場　所	減　損　額	備　考
②	水源林	宮城県栗原市　他４契約地	21,478,886	損益外処理
		茨城県久慈郡大子町	1,922,551	損益外処理
		長野県上高井郡高山村	769,131	損益外処理
		島根県仁多郡奥出雲町　他２契約地	6,268,193	損益外処理
		熊本県人吉市　他１契約地	6,173,150	損益外処理
⑤	建物	秋田県北秋田市	33,993,457	損益内処理
⑥	機械及び装置	〃	626,209,200	損益内処理
⑦	建物	茨城県つくば市	233,967	損益外処理
	建物附属設備	〃	691,599	損益外処理

※当該資産③④電話加入権については、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回らないため、減損額はありません。

⑺　複数の固定資産に係る減損の一体判定

⑦の建物と建物附属設備については、それぞれの施設の目的に従って管理していることから、減損の判定に当たっては一体として行っております。

⑻　回収可能サービス価額

当該資産②については、売買契約が成立したため、実際の売却価額を正味売却価額としています。

当該資産③④については正味売却価額を使用し、財産評価基準書（国税庁作成、平成24年分）に基づき評価しております。

当該資産②③④以外については、売却見込みがないため、使用価値相当額により測定しております。使用価値相当額は、使用しないという決定を行っているため、備忘価額としております。

（リース取引）

オペレーティング・リース取引

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　23,813,820円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　13,400,919円

（重要な債務負担行為）

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、以下のとおりとなっております。

（単位：円）

区　分	工　事　名	金　額
特定地域整備等勘定 特定中山間保全整備事業	農林道工事	1,099,829,000
計		1,099,829,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（追加情報）

行政サービス実施コストに準ずる費用関係

独立行政法人会計基準第24の項目には該当しないが、行政サービス実施コストに準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　39,841,085円